

事前着手申請制度対応要領

事業再構築補助金事務局

■事前着手申請制度とは

補助事業の開始（購入契約（発注）等）は、交付決定後に行うことを原則としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。ただし、本事業においては、早期の事業再構築を図っていただくために必要となる経費について、補助金の交付決定前であっても、事務局から事前着手の承認を受けた場合は、令和3年2月15日以降に購入契約（発注）等を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができます。

※交付決定以降に事業を開始される事業者の方については、本申請は不要です。

※交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。

※令和3年2月15日より前に行われた購入契約（発注）等については、補助対象経費として認められません。

※事前着手の承認を受けた場合であっても、交付申請手続きは必要となります。また、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、交付申請時に事務局にて申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■受付期間

2021年3月26日（金）から 交付決定日まで

■申請様式

本ポータルサイトよりダウンロードしてください。

■提出方法および提出先

提出方法：電子メールのみ。申請様式に必要事項を記入の上、メールに添付してください。

提出先メールアドレス：houkoku@jigyo-saikouchiku.info

メールの件名：【事前着手申請】+法人番号（個人事業主管理番号）+事業者名

（例）法人番号が「1234567898765」、事業者名が「株式会社事業再構築」の場合

⇒【事前着手申請】1234567898765 株式会社事業再構築

■承認結果の通知

事前着手の承認の可否を決定後、4月15日から順次、結果を通知します。

通常、申請から10日～2週間程度を目安に通知を行う予定ですが、内容や申請状況によってはさらに期間を要する場合がありますので、ご了承ください。

■その他注意事項

必ず、申請者名と同一法人・個人の連絡先を記載してください。申請者以外の認定経営革新等支援機関や外部支援者が記載されている場合は、内容に関わらず、承認は致しません。

以上